

地域型保育事業（小規模保育事業）の整備について

1. 待機児童数の現状（4月1日現在）

（単位：人）

年齢	圏域	H30	H31	R2	R3	R4	R5
3歳未満	安威川以北	43	29	32	24	27	29
	千里丘地域	8	10	20	16	9	15
	その他地域	35	19	12	8	18	14
	安威川以南	0	0	0	0	0	0
3歳以上	安威川以北	1	0	0	0	0	0
	千里丘地域	0	0	0	0	0	0
	その他地域	1	0	0	0	0	0
	安威川以南	0	0	0	0	0	0

2. 地域型保育事業（小規模保育事業A型）の募集について

令和5年度摂津市小規模保育事業A型募集要項（別紙）参照

(1) 小規模保育事業公募の必要性について

- ・市内就学前児童数は減少しているが、申込者数が増加しているため、待機児童解消に至っていない。
- ・令和6年4月には、令和5年4月と比較し、施設整備等によって保育定員が100名増加する見込みであるが、待機児童が発生している1歳児の定員は20名増の見込みである。
- ・案件1の小規模保育事業の認可について、予定通りに事業を開始できたとしても、近年の申込者数の増加傾向を鑑みると、待機児童解消に至るとは言い切れない。
- ・以上のことから、新規の小規模保育事業の開始があっても、改めて公募を実施する必要があると考える。

(2) 施設の建物・土地に関する条件の変更について

- ・既存建物である場合に建築検査済証の提出を求めていたが、建築検査済証の交付を受けていない場合の規定を設けることにより、建物選択機会の確保を図るもの。詳細は、別紙「募集要項（案）」のとおり。